

特別警報

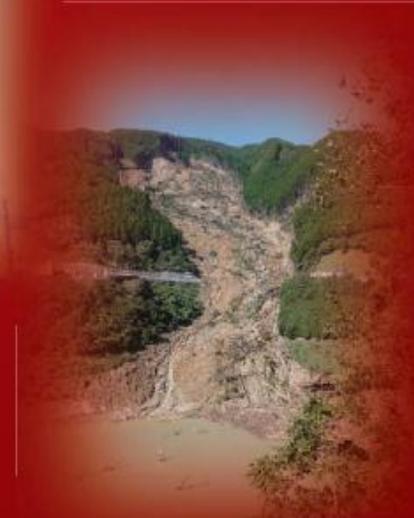
命を守るために知ってほしい



平成23年 東日本大震災



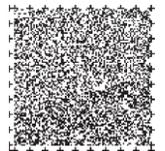
平成12年 三宅島



平成23年 台風第12号

東日本大震災による津波や、平成23年台風第12号による紀伊半島を中心とする大雨では、極めて甚大な被害が出ました。

これらの災害において、気象庁は警報をはじめとする防災情報により重大な災害への警戒を呼びかけたものの、災害発生の危険性が住民や地方自治体に十分には伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例がありました。気象庁ではこの事実を重く受け止め、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために、新たに平成25年8月から「特別警報」を創設することにしました。



特別警報が始まります。

気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に**特別警報**を発表します。

特別警報が発表されるまで(大雨の場合のイメージ)

気象台が発表する気象情報

大雨に関する気象情報

警報・注意報に先立ち発表

大雨注意報

警報になる可能性がある場合はその旨記述

大雨警報(土砂災害)

大雨警報(浸水害)

大雨の期間、予想雨量、警戒を要する事項などを示す

土砂災害警戒情報

土砂災害の危険度が、さらに高まった場合に発表

大雨がさらに降り続き、
重大な災害が起こる危険性が非常に高まる

大雨特別警報

あらかじめ、取るべき行動を考えておきましょう。

特別警報は行政機関や様々なメディアを通じて 伝えられます。情報収集に努めてください。



緊急情報



ただちに
命を守る行動を！

特別警報が発表されたら、
身を守るために最善を尽くして
ください。

- 経験したことのないような激しい豪雨や暴風など異常な気象現象が起きそうな状況です。ただちに命を守る行動をとってください。
- 周囲の状況や市町村から発表される避難勧告等の情報に留意し、ただちに避難所へ避難するか、すでに外出することが危険な状態のときは、無理をせず家の中のより安全な場所にとどまってください。
- この数十年間災害の経験がない地域でも、災害の可能性が高まっています。油断しないでください。

「特別警報」が発表されないからといって安心することは禁物です。

- 重大な災害のおそれがあるときは従来どおり警報が発表されます。これまでどおり、最新の情報に注意するなど、警戒してください。
- 大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。